

令和7年度福井県獣医師確保修学資金給付事業募集要項（獣医学生対象）

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

1 目的

将来、福井県獣医師職員として家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等の家畜衛生業務に従事することを希望する大学生に修学資金を給付し、福井県獣医師職員の養成を図ることを目的とする。

2 修学資金給付の制度

福井県獣医師確保修学資金給付事業は、農林水産省が実施している「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業（獣医師養成確保修学資金給付事業）」を活用しており、「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」に基づいて実施する。

3 修学資金給付の対象者等

(1) 対象者

- ・大学の獣医学を専攻する課程に在学する4～6年生
- ・大学卒業後すみやかに福井県農林水産部の獣医師として従事する意思を有している者

(2) 修学資金の給付額（いずれも上限）

- ・国公立大学に在籍している場合 月額10万円
- ・私立大学に在籍している場合 月額18万円

(3) 給付期間

給付に関する契約を締結した日の属する年度以内とする。ただし、獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

4 修学資金給付者の募集

(1) 募集人員

2名

(2) 募集締切

令和7年5月30日（金） 応募状況により締め切りを変更することがある

(3) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「福井県農林水産部中山間農業・畜産課 畜産振興グループ」あてに、電子メール、郵送または持参により提出すること。

【提出書類】

- ア 福井県獣医師確保修学資金給付志願書（様式第1号：志願者本人の自筆）
- イ 履歴書（様式第1号の添付資料1-①：志願者本人の自筆・写真添付）
- ウ 志望動機書（様式第1号の添付書類1-②）
- エ 在学証明書の写し

オ 修学資金の給付を受ける学年の前学年における学業成績を証明する書類の写し

【提出先】

〒 910-8580 福井市大手3丁目17番1号

農林水産部中山間農業・畜産課 畜産振興グループ

電 話 0776-20-0439

F A X 0776-20-0651

メール chusankan@pref.fukui.lg.jp

【注意事項】

- ・郵送する場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師確保修学資金給付関係書類」と明記すること。また、募集締切日の消印を有効とする。
- ・持参する場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。(土日および祝祭日を除く)
- ・メールによる提出の場合は上記書類の全てをPDF形式で添付すること。なお、添付するファイルの容量が2MBを超える場合は複数回に分けて送信すること。
- ・応募書類受領後、1週間以内に中山間農業・畜産課から応募者に対して受領した旨の連絡を行う。連絡がない場合は中山間農業・畜産課あてに電話で確認すること。

5 修学資金の給付の条件

- (1) 下記のアからオのいずれにも該当しないこと。
 - ア 退学すること。
 - イ 獣医学以外を専攻すること。
 - ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められること。
 - エ 学業成績または性行が著しく不良になったと認められること。
 - オ その他、修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなると認められること。
- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。
- (3) 獣医師免許を取得後、1年以内または給付契約に定める返還債務の履行の猶予の限度内に福井県農林水産部の獣医師として就業すること。
- (4) 給付契約に定める返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等にかかる技術協力で海外に派遣されないこと、または福井県農林水産部獣医師としての業務以外に従事しないこと。
- (5) 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間(給付の休止にかかる期間を除く。以下同じ)に以下に掲げる期間の区分に応じて係数をかけた期間以上、福井県農林水産部の獣医師として従事すること。
 - ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間は、係数を4分の5とする。
 - イ 修学資金の給付月額が5万円を超え、12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。
 - ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。
- (6) 福井県獣医師確保修学資金給付事業と同等の趣旨で実施している都道府県、市町村、

団体等の修学資金の給付を受けていないこと。

6 修学資金受給者の選考

修学資金受給者（受給者）の選考は、書類審査および面接等により行う。面接試験の日程や方法等については、応募者に直接連絡する。

受給者の選考結果については、試験後1か月以内に応募者全員に通知する。

7 修学資金給付決定後の手続き

- (1) 給付決定後、一般社団法人福井県畜産協会と修学資金給付にかかる契約（給付契約）を締結する。
- (2) 契約時に連帯保証人2名を必要とし、修学資金受給者に父または母があるときは、連帯保証人のうち1名は父または母でなければならない。
- (3) 契約締結後、一般社団法人福井県畜産協会から原則として毎年度5月、8月、11月および2月にそれぞれ3か月分の修学資金を給付する。
- (4) 手続きの詳細については、選考結果と合わせて通知する。

8 給付の休止

受給者が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付をおこなわない。この場合において、これらの月の分として素手の給付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該受給者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとみなす。

また、受給者が留年したときも同様とする。

9 給付の終了

受給者が下記のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

- (1) 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。
- (2) 死亡したとき。

10 修学資金の返還と免除

- (1) 受給者が5の条件に違反したとき、または9の(1)に該当したときは、給付契約を解除し、給付した修学資金に所定の加算金を加えたうえで全額返還すること。
- (2) 次の要件に該当した場合は、修学資金の返還を全額免除する。
 - ア 死亡、事故または心身の故障のため、福井県農林水産部の獣医師として従事することができなくなったとき
 - イ やむを得ない事情により、福井県農林水産部の獣医師としての職に従事できなくなったと県が認めたとき
 - ウ その他、特に知事が認めたとき

1 1 注意事項

修学資金の給付決定は、福井県獣医師職員としての採用を内定するものではなく、別途実施される採用試験を受験し、合格することが必要。

1 2 問い合わせ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号 農林水産部中山間農業・畜産課 畜産振興グループ

電 話 0776-20-0439

F A X 0776-20-0651

メール chusankan@pref.fukui.lg.jp

様式第1号（福井県獣医師確保修学資金給付志願書）

※No.	
※受付	令和 年 月 日
※備考	

※欄は記入を要しない

福井県獣医師確保修学資金給付志願書

福井県獣医師確保修学資金の給付を受けたいので、関係書類を添えて応募します。

ふりがな		生年月日	昭和・平成	
氏名			年 月 日生 (満 歳)	
本籍地				
現住所	(〒 -)			
電話番号		緊急連絡先 (携帯電話等)		
家族の現住所 (本人と異なる場合記載)	(〒 -) 電話番号：			
在籍大学名称 (学部、学科名まで記載)	大学	学部	学科	
入学年月	令和 年 月	給付開始 時の学年	年生	
卒業予定年月	令和 年 月			
他奨学金等の受給状況 ※他都道府県の獣医師修学資金を受給している場合は、応募できません	受給の有無 団体名	無 ・ 有 (どちらかを○で囲む)		
	利子の有無	無 ・ 有 (どちらかを○で囲む)		

様式第1号の添付資料1-①(履歴書)

※No.	
※受付	令和 年 月 日
※備考	

※欄は記入を要しない

履 歴 書

写真添付欄

(縦3.5cm×横3cm)

ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日生
氏 名			
年 月	学歴・職歴		
取得年月日	免許・資格		
所属する研究室等名称(得意な学科)			
長所・短所			
福井県との関係			
※記載内容例: ○○市に祖父母が在住、○○地域に旅行に行った際に○○が好きになり住んでみたいと思っ った等			

※黒のボールペン等で正しく濃くはっきりと自筆で記入してください。

様式第1号の添付資料1-②（志望動機書）

※No.	
※受付	令和 年 月 日
※備考	

※欄は記入を要しない

福井県獣医師確保修学資金給付を志望した理由

氏名：_____

○A4用紙に400字以内で記載、様式は自由

<記載内容例>

- ・福井県農林水産部の獣医師として従事したい業務やその理由
- ・公務員獣医師のイメージ
- ・福井県の畜産に貢献できること
- ・自分のアピールポイント など